

譲渡誓約書

動物愛護管理センター所長 様

私は、譲り受けた動物について下記遵守事項を守って適正に飼育することを誓約します。

記

確認後に
✓チェック

- ☐ 1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」及び「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」等の関係法令を理解・遵守し、模範的な飼主になるよう努めます。
- ☐ 2. 他人への危害及び迷惑を及ぼすことが無いよう飼主としての自覚と責任を持ち、動物の健康及び安全を保持しながら飼育します。
- ☐ 3. 譲り受けた動物は愛玩用として飼育し、繁殖や営利目的での利用はしません。
- ☐ 4. 譲り受けた動物に病気、行動、その他問題があった場合には、事前説明の有無に関わらず、札幌市に対してその責任を問いません。また、本日から飼主としての責任を持って、治療やしつけを行います。
- ☐ 5. 万が一やむを得ず継続して飼育することができなくなった場合は、適正に飼育できる新たな飼主に譲渡し、札幌市に返還・放棄をしません（下記トライアル期間中の返還を除く）。
- ☐ 6. 犬について、譲渡を受けた日から 30 日以内に「狂犬病予防法」に基づく登録をし、鑑札を犬に装着します。
- ☐ 7. 犬について、年 1 回の狂犬病予防注射を行い、注射済票を犬に装着します。
- ☐ 8. 猫について、屋内飼育し、屋内外への自由な出入りはさせません。また、万が一の逸走に備えて、首輪や迷子札等を装着し、所有者明示を行います。
- ☐ 9. 迷子収容の動物について、譲渡後に「元の飼い主」が半明し返還を求められた場合は、氏名・連絡先等を教えることに同意します。また、その際には、当該動物の取り扱い当事者間で誠実に話し合います。
- ☐ 10. 不妊手術が未実施の動物について、獣医師の診断に基づく特別な事情がある場合を除き、譲渡後遅滞なく不妊手術を行います。
- ☐ 11. 譲渡後、札幌市に動物の返還を行う場合は、下記の事項を遵守します。
 - 下記の理由のいずれかに該当する場合のみ返還することとします。
 - (ア) 先住動物と譲り受けた動物との相性が合わず、同一家庭内での飼養が困難な場合
 - (イ) 譲り受けた動物が猫エイズ又は猫白血病を罹患していることが譲渡後に発覚し、先住動物への感染を予防しながらの飼養が困難な場合
 - トライアル期間の末日（ 月 日）までに返還します。
 - 返還までの間に支出した一切の費用を負担します。

年 月 日

署名 _____